

2020.5.21~拡充！

柏崎市小規模事業者 経営支援補助金

10万円 → **最大 20万円**
1事業者1回限り

補助対象者 以下の①~④全てに該当する方

① 市内の小規模事業者（従業員数20人以下）であること

※ フリーランスを含む個人事業者、NPO法人、農業法人等、幅広く対象

② 右表の取組のいずれかを実施

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 次のいずれかの取組 | 2020年1月24日以降、全従業員の雇用の継続 |
| | 感染症対策にかかる設備導入、広告宣伝または新規事業の立上げ |
| | 市内事業者との取引等、地域経済循環の促進 |

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が、前年同月比で30%以上減少していること

(通常)

| | | |
|-------|--------------------|--------|
| 売上減少月 | 2020年3~12月のいずれかひと月 | ▲30%以上 |
| 比較月 | 2019年同月 | |

④ 納期限の到来した市税を完納していること

※ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、徴収等を猶予されている場合は、対象になります
※ 完納・徴収猶予いずれも難しい場合は、ご相談ください

(基準緩和)

| | | |
|-------|---|--------|
| 売上減少月 | 2020年3~12月のいずれかひと月 | ▲30%以上 |
| 比較月 | 次のいずれか ・売上減少月を含む、前3か月平均 ・2019年12月期 ・2019年10~12月の平均 | |

全て該当で、**交付額10万円**

(基準緩和の対象者)
いずれかに該当する方
○ 業歴3か月以上1年1か月未満
○ 前年以降の店舗増加等によって、前年同月との比較が困難

拡充 2020.5.21~改正

⑤ ①~④の条件を満たし、かつ、売上高が、**前年同月比で20万円以上減少**している場合、**更に10万円**を交付します。

なお、売上高の減少額が20万円に満たない場合は、その後の月のいずれかで（令和2年12月までが対象）、**⑤**の条件を満たした場合、**再申請の上10万円を追加交付**します。

※ 4月27日~5月20日交付決定者のうち、**減少額が20万円以上**だった場合は、**再申請なしで、10万円を追加交付**します。

申請期限

感染防止のため、郵送で提出してください。

売上減少月の末日から**3か月以内** (例) 売上減少月が2020年11月の場合は、2021年2月末日まで

問合せ先
申請先

TEL 0257-21-2334

E-mail shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511

柏崎市日石町2-1

柏崎市商業観光課



Q&A

審査や補助金交付を速やかに行うため、本チラシの両面をご覧ください、申請書類に不備等がないよう、皆様のご協力をお願いします。

申請手続きに関すること

Q：申請に必要な書類は何ですか？

A：以下の表のとおり、様式1枚と添付書類①～③を提出してください。
様式は、右のQRコードから確認、ダウンロードできます。

柏崎市
ホームページ



| | 通常基準の方 | 基準緩和の方① (2019年12月または10～12月 平均と比較する場合) | 基準緩和の方② (売上減少月を含む3か月平均と比較 する場合) |
|-----|---------------------------|---|---------------------------------------|
| 様式 | 第1号様式(その1) 交付申請書兼実績報告書 | 第1号様式(その2) 交付申請書兼実績報告書 | 同左 |
| 添付① | 売上減少月の事業収入額を記した 帳簿等の写し | 同左 | 売上減少月を含む、前3月の 事業収入額を記した帳簿等の 写し |
| 添付② | 2019年確定申告書類の控え(写) | 同左 | |
| 添付③ | 振込先口座が分かるもの(通帳の 写し等) | 同左 | 同左 |

※ 通常基準の方と基準緩和の方で、様式が異なります。(その1、その2)

※ 添付書類①・②について、**売上減の確認に用いる金額の欄に、下線(色は任意)**を引いてください。
審査・補助金交付を速やかに進めるため、可能な範囲でご協力をお願いします。
(下線が引かれていないことにより、補助金を交付することができなくなるものではありません。)

Q：補助金はいつごろ振り込まれますか？

A：申請内容の審査完了後、最短で翌日に振り込みます。なお、審査期間は、申請件数・書類不備の有無等で前後します。

Q：PCを所有していないため、申請様式のダウンロードができません。

A：市商業観光課にご連絡ください。(別途、様式を郵送します。)

売上の要件に関すること

Q：3月の売上が前年比▲30%でしたが、申請期限である3か月以内(6月末)に申請できませんでした。どうしたら良いのでしょうか？

A：3月以外の月(4～12月のいずれか)を「売上減少月」として選択して、申請してください。

Q：3月や4月の売上減では該当になりませんでした。今後の売上が心配です。いつ申請できますか？

A：売上が減少した段階で、その月を「売上減少月」として選択し、申請することができます。

Q：まだ開業したばかりで、3か月間の平均売上が出せません。補助を受けられないのでしょうか？

A：開業後3か月以上が経過してから、平均売上額を計算し、条件を満たせば、その段階で申請可能です。

Q：感染者が市内で確認される前に生じた売上減ですが、問題ないのでしょうか？

A：問題ありません。(申請可能です。)

その他

Q：「従業員数20人以下」とありますが、非正規の従業員も含みますか？

A：【2020.5.25要件緩和】雇用保険の一般被保険者を対象として、従業員数を数えてください。

Q：感染症対策のための新たな事業とは、どのようなものなのでしょうか？

A：配達サービス、テイクアウト販売、弁当販売、インターネットを介したサービス等が考えられます。